

2026 年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会 運營業務委託仕様書（案）

1 業務名

2026 年度サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会運營業務委託

2 目的

「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」に基づき、サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換を進めるために、県内事業者を対象とした循環ビジネスに係る情報提供や意見交換の場として、サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会（セミナー、現地見学会）を開催し、先導的な循環ビジネスを発掘・創出する。

3 事業の概要

サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会は、県内事業者等を対象に、サーキュラーエコノミー型ビジネス等の情報を発信するビジネスセミナーや優良事例の現地見学会等を開催する。

4 委託業務の内容

本業務の実施にあたり計画書を作成し、円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) ビジネスセミナー（100 名程度、4～5 講演）

環境を取り巻く最新事情や先進的な技術などをテーマとして取り上げ、サーキュラーエコノミー型ビジネス等の情報を発信するビジネスセミナーを開催する。

ア 準備業務

(ア) サーキュラーエコノミー型ビジネス等の情報を発信するビジネスセミナーを企画すること。

(イ) 会場、必要資機材及び講演者の手配、調整を行うこと。

イ 当日運営・管理業務

(ア) 会場設営や撤収を行うこと。

(イ) 参加者受付や誘導・進行等を行い、円滑な運営を図るとともに、セミナーの様子がわかるように記録すること。

(ウ) 参加者アンケートを行うこと。

(2) 現地見学会 (20 名程度、2～3 社)

愛知環境賞受賞企業など、資源循環や環境負荷低減に関して先駆的で効果的な取組を行っている企業への現地見学会を開催する。

ア 準備業務

先導的な取組を行っている企業への見学会の企画を行うこと。

イ 当日運営・管理業務

(ア) 参加者受付や誘導等を行い、円滑な運営を図るとともに、見学会の様子がわかるように記録すること。

(イ) 参加者アンケートを行うこと。

(3) 開催回数

ビジネスセミナー、現地見学会を、各 1 回以上開催すること。

5 成果品の提出

本業務の完了報告書を作成し、納期までに提出すること。

- ・ 紙媒体 2 部、電子媒体 1 部
- ・ 納期 2027 年 3 月 19 日 (金)

6 その他

(1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。ただし、業務内容の詳細については、委託者と協議し、承認を得た上で実施するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、委託者の指示を受けて処理すること。

(3) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、事業を総括する責任者を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

(4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

(5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(6) 業務の実施に当たっては、法令等遵守及び安全対策等を徹底すること。業務の実施により構造物の損傷や人身傷害等が発生した場合は、受託者の責任において対応すること。

- (7) 受託者は、県との協議及び打合せの都度、その議事録や関連資料を委託者に提出すること。
- (8) 受託者は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項について、その都度、委託者と協議の上決定すること。